

東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則
の一部を改正する規則

東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（平成 27 年東大阪市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用者負担額等)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 満 3 歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）のうち、当該年度の初日の前日において満年齢が <u>1 歳又は 2 歳</u>である者に係る利用者負担額は、0 とする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(利用者負担額等)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 満 3 歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）のうち、当該年度の初日の前日において満年齢が 2 歳である者に係る利用者負担額は、0 とする。</p> <p>3～5 (略)</p>

附 則

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 2 項の規定は、令和 9 年度以後の年度分の利用者負担額について適用し、令和 8 年度分までの利用者負担額については、なお従前の例による。